

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年4月21日付2〇〇第107号―2で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、審査請求人が令和2年3月9日付けで実施機関に対して行った次の個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）に係る審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）の個人情報である。

ア いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第2項「当該学校の設置者に報告する」と規定されている内容に関するもの全て（以下「本件個人情報1」という。）

イ 福岡県立〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）の「学校いじめ防止対策方針」の「4 いじめに対する措置」（2）の（イ）及び（ウ）における学年主任や生徒指導主事への報告内容、福岡県教育委員会への電話での第一報の日時、県の連絡部署、県の担当者名、報告内容（以下「本件個人情報2」という。）

ウ 本件学校の「いじめ対策特別委員会」の議事録一式（以下「本件個人情報3」という。）

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件個人情報について、作成も取得もしておらず存在しないとして、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「実施機関が行った本件決定を取り消す」との裁決を求めるといものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、未成年者である本件生徒の法定代理人として、令和2年3

月 9 日付けで、実施機関に対し、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和 2 年 4 月 21 日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和 2 年 6 月 23 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和 2 年 11 月 24 日付けで、当審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

##### (1) 本件決定の理由について

令和 2 年 4 月 21 日付け個人情報不開示決定通知書で実施機関が示した本件決定の理由は、「不存在である」ということのみであり、何故不存在なのかという理由や経緯の説明がなされていない。

実施機関は、今回、本件生徒がいじめを受けていると疑われる事案が発生したことについてどのような認識を持っているのかを示した上で、本件個人情報が不存在である理由を説明するべきである。

##### (2) 本件生徒に対するいじめの有無について

実施機関は、弁明書において、「本件生徒が所属する部活動の部員の間でのふざけ合いであり、いじめではないと判断したため、文書は存在しない」と説明しているが、本件生徒に関する学校の一連の対応からして、学校が適切な解決策を講じているとは思えず、事の重大性を軽視しているのではないかと疑わざるを得ない。実施機関は本来、「本件生徒へのいじめがあった」と認識した上で、その事実に対する適切な対応を行うべきである。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

##### (1) 本件生徒に対するいじめの有無について

実施機関は、平成 29 年 11 月上旬頃、審査請求人から本件生徒の担任教師へ「本件生徒が所属する部活動でいじめを受けている」との相談があったことを受け、当該部活動の部員に確認を行ったところ、本件生徒を含む部員同士で「ふざけ合い」が行われていることが判明した。その後、当該部活動の顧問が審査請求人の自宅を訪問し、事情を説明した上で、「相談のあった件は部員同士のふざけ合いであり、本件生徒へのいじめではなかった」ということを確認している。

## (2) 本件個人情報の存否について

実施機関は、本件事案については、当時本件生徒がいじめを受けているものではないと判断しているため、本件生徒に関することで法第23条第2項に基づく措置や、「学校いじめ防止基本方針」に基づく措置を講じておらず、また、「いじめ対策特別委員会」での議論も行っていない。

したがって、実施機関は、本件個人情報を作成も取得もしていないことから、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行っているものである。

## 6 審議会の判断

### (1) いじめ防止対策に関する規定等

いじめに対する措置の規定として、法第23条第2項において、「学校は、前項の規定による通報を受けたとき…は、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と定められており、県立学校である本件学校は、同項に基づき学校の設置者である福岡県教育委員会へ報告を行うこととされている。

また、本件学校では、法第13条に基づき、本件学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を定めているほか、法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織として、本件学校の教職員等により組織される「いじめ防止対策特別委員会」を設置することにより、いじめに関する対策を講じている。

### (2) 本件個人情報の性格及び内容

#### ア 本件個人情報1について

法第23条第2項には、(1)のとおり、通報を受けたときに学校が行うべき措置等について規定されている。

よって、審査請求人が本件学校へ行った相談に関して、本件学校が同項に基づき実施した、いじめの事実の有無の確認を行うための措置や、学校の設置者への結果報告に関する公文書が作成・取得されていた場合に、当該公文書に記載されている本件生徒の個人情報が本件個人情報1に該当することとなる。

#### イ 本件個人情報2について

本件学校の平成29年当時の「学校いじめ防止基本方針」の4(2)の(イ)及び(ウ)には、本件学校の教職員がいじめの通報を受けたときの初期対応として、学年主任への報告、生徒指導主事への報告、いじめ対策特別委員会が中心となった関係生徒への事情聴取、管理職から県教育委員会への報告を行う

ことが規定されている。

よって、「学校いじめ防止基本方針」の規定上本件学校が行うこととされている初期対応が、審査請求人が行っていた相談についても行われ、その対応について公文書が作成・取得されていた場合に、当該公文書に記載されている本件生徒の個人情報が、本件個人情報2に該当することとなる。

#### ウ 本件個人情報3について

本件学校の平成29年当時の「学校いじめ防止基本方針」の6(2)には、「いじめ対策特別委員会」の役割として、「いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集や記録・共有を行う役割」や、「いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開き、情報の迅速な共有・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行する役割」等が掲げられている。

よって、審査請求人が本件学校へ行った相談に関して、本件学校の「いじめ対策特別委員会」が開催され、その議事録が作成・取得されていた場合に、その議事録に記載されている本件生徒の個人情報が、本件個人情報3に該当することとなる。

### (3) 審議会による調査の実施

実施機関は、本件個人情報が存在しない理由として、5(2)のとおり、「当時本件生徒がいじめを受けているものではないと判断しているため」と説明するが、この内容では、通報があれば、学校がいじめを受けていると思うか思わないかに関わらず行うべきと法に規定されているいじめの有無の事実確認や学校の設置者への経過報告を本件学校が行っていないことの説明としては十分でないと思料された。また、平成29年当時の本件学校による審査請求人及び本件生徒への対応に係る文書としての、相談受付時や関係者への事情聴取時に作成・取得した文書や、審査請求人の自宅への訪問時の記録といった文書の存否についても不明確な点があったことから、これらの点について当審議会から実施機関へ説明を求めたところ、実施機関から以下のような追加の説明を受けた。

#### ア 法第23条第2項及び学校いじめ防止基本方針に基づく本件学校の対応等について

本件学校では、生徒や保護者からいじめに関する話を受けた際は、法第23条第2項にいう「通報」ではなく、まずは「相談」として受け止め、事実確認の結果いじめと認められれば必要な対応を行うことにしていた。この「通報」と「相談」の区別は明確に定義づけているわけではないが、本件生

徒については、担任教師が審査請求人から「相談」を受けたものとして認識し、担任教師と顧問による関係生徒への聞き取りを行った結果、いじめではないことを確認したため、記録を作成するような事案ではなかったと認識していた。この認識により、本件生徒に関して管理職への報告は行っておらず、いじめ防止対策特別委員会も開かれていないため、これらの対応に係る記録は存在していない。

また、平成29年当時、担任教師は、審査請求人から本件生徒に関する相談を受けたが、相談後すぐにその内容を顧問へ報告したため、相談時の記録を作成していない。担任教師から報告を受けた顧問は、当該報告の内容を記したメモを作成したが、関係生徒への聞き取りの結果、いじめではないことを確認し、管理職への報告といった対応の必要がなかったため、メモを報告書としてまとめることはなく、相談を受けた日の数日後には廃棄している。

加えて、審査請求人から相談があった当日、顧問と監督は、関係生徒への聞き取りを行い、聴取内容のメモを作成したが、後に顧問が審査請求人の自宅へ家庭訪問を行い、いじめではなかったことの説明を行った結果、審査請求人から理解を得たと認識したため、当該メモの内容や家庭訪問の実施状況を報告書としてまとめることはなく、相談を受けた日の数日後には廃棄している。

本件学校では、通常、生徒の家庭訪問を行う職員は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第52号）に基づき、事前に旅行命令権者からの出張命令を受け、出張後は復命を行わなければならないこととしているが、当時の審査請求人の自宅への家庭訪問は、突発的な家庭訪問でかつ勤務時間外であったことから、管理職に対し出張命令を事前に提出できなかった。出張命令・復命に関しては事後的に処理を行うことも可能であるものの、家庭訪問を行った結果、いじめではなかったことについて審査請求人から理解を得たので管理職への報告の必要はないと認識していたため、事後的な処理は行っていない。

なお、本件請求に先立ち、審査請求人は平成31年3月28日付けで、実施機関に対し本件請求と類似の内容の個人情報開示請求（以下「31年開示請求」という。）を行ったことがある。当該請求に対し、本件学校は平成29年当時の審査請求人及び本件生徒に係る対応経緯を記した文書（以下「経緯文書」という。）を作成したが、当該文書は本件個人情報に該当するものではないと認識している。

#### **(4) 本件個人情報1の存否について**

本件学校は、法第23条第2項に基づきいじめの事実の有無の確認を行うための措置や、学校の設置者への結果報告を行っていないと説明しているが、(3)の実施機関の追加の説明により、①平成29年に審査請求人から相談を受けた内容に関して本件学校の職員が対応を行った際にメモを作成したが、その後廃棄されていること、②顧問が出張して、審査請求人とのやり取りを行ったこと、③本件学校が平成31年に開示請求を受けた際、平成29年当時の審査請求人及び本件生徒に係る対応状況も記載された「経緯文書」が作成されていたことが判明したところである。

よって、これらも踏まえて、本件個人情報1の存否について検討を行うものとする。

#### ア いじめの事実の有無の確認を行うための措置に係る個人情報について

##### (7) 出張関係文書について

本件学校の顧問が、審査請求人の自宅へ家庭訪問のため出張した際の出張命令書、復命書、報告書や取得した文書などの出張関係文書が存在し、その中に本件生徒の個人情報が記載されていれば、いじめの事実の有無の確認を行うための措置に関する文書に記載されたものとして本件個人情報1に該当することが考えられるが、実施機関は「審査請求人からいじめではなかったことに理解を得られた」ため、出張に係る記録は作成せず、取得した文書もなかったと説明している。

本件学校の職員が公務として出張を行ったにもかかわらず、出張命令等の事務処理を行っていないことは必ずしも適切とはいえず、また、審査請求人がいじめではなかったことについて納得したか否かについてなど、一部審査請求人の主張と食い違う部分は認められるが、出張命令書、復命書、報告書や取得した文書が存在しない理由としては不合理とまではいえない。

##### (4) 関係生徒への聞き取り調査や審査請求人とのやり取りに係る文書について

法第23条第2項では、同条第1項の規定による保護者からの通報を受けた学校は、いじめの事実の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告を行うこととされている。

これに対し、審査請求人からの相談を受けた本件学校の担任教師及び担任教師から報告を受けた顧問は、速やかにいじめの事実の有無について、関係生徒への聞き取り調査を行い、本件生徒を含む生徒間でのふざけ合いであると結論付け、その結果を顧問が家庭訪問をして審査請求人に伝えたものの、伝えたことをもって本件生徒に係る事案は解決したものと判断し

ており、その後、一連の経過を学校の上司に報告し、指示を仰ぐといった法第23条第2項の規定に従った対応に繋げておらず、聴取結果や審査請求人とのやり取りについての文書も個人的なメモとして作成したものの、その後廃棄しており、公文書としては作成していない。この結果として、本件学校から学校の設置者への報告も行われていないと説明している。

このような対応は、関係職員の法の理解不足に一因があるものとも考えられるが、文書が存在しないことの理由としては不合理とまではいえない。

#### イ 学校の設置者への結果報告に係る個人情報について

実施機関の説明によれば、平成29年に本件学校に対し審査請求人が相談したことに係る対応については、学校の設置者への結果報告を行っていないと説明し、これを否定する状況も確認できないことから、平成29年当時の報告に係る文書は存在しないと認められる。

しかし、当審議会において「経緯文書」の見分を行ったところ、当該文書には31年開示請求に係る対応状況がまとめられており、この中に31年開示請求に至る事案の経緯として、平成29年当時の本件生徒の状況や、審査請求人と本件学校とのやり取りについても記載されていることが確認できた。

そこで、「経緯文書」の性質について検討するに、当該文書は、31年開示請求への対応経過を本件学校において共有するに当たり請求の対象となった平成29年当時の事案のてん末についても確認して触れているもので、法第23条第2項に基づく措置及び学校の設置者への報告内容を記載した文書とは明らかに作成の目的や位置づけが異なるものと解することができる。

したがって、経緯文書には平成29年の事案に触れた部分があり、その中に本件生徒の個人情報があるものの、本件学校が、法の規定に則して、いじめの事実の確認を行うための措置に関して作成・取得された公文書に記載された本件生徒の個人情報とは性質を異にするものであると認められるため、実施機関が本件個人情報として経緯文書に記載された本件生徒の個人情報を特定しなかったことは妥当であると判断される。

ア、イのとおり、審査請求人が本件学校へ行った相談に関して、本件学校が法第23条第2項に基づき実施した、いじめの事実の有無の確認を行うための措置や、学校の設置者への結果報告に関する公文書は存在せず、したがって、本件個人情報1は存在しないと認められる。

#### (5) 本件個人情報2及び本件個人情報3の存否について

(3)のとおり、実施機関は、平成29年当時審査請求人が本件学校へ行った相談について、「学校いじめ防止基本方針」に規定される初期対応は行われておらず、また、審査請求人が行った相談に関し、「いじめ対策特別委員会」が開催されていないと説明しており、このことを否定する状況も確認できない。

したがって、これらが行われていることが存在の前提となる本件個人情報2及び本件個人情報3は、存在しないと認められる。

以上の理由により、実施機関が本件個人情報について、作成も取得もしておらず存在しないことを理由として行った本件決定は妥当であると判断される。

## 7 付言

当審議会における調査審議の過程で、平成29年当時審査請求人から相談を受けた本件学校の職員は、関係職員のみで判断でいじめではないと結論付け、審査請求人への対応を行い、その後これらの経過等について上司に報告をせず、公文書として記録に残していない状況であったことが判明したところである。

審議会は法の運用について判断する立場にはないが、法第23条第2項では、同条第1項の規定による保護者からの通報を受けた学校は、いじめの事実の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告を行うこととされていることに照らすと、本件の経過の中で何ら公文書が作成も取得もされていないことについては疑問を感じるころであり、関係職員の法の理解不足にその一因があるのではないかととも思料され、法の適正な運用が望まれるところである。

また、実施機関での文書の管理について定めた福岡県教育庁文書管理規程（平成16年1月福岡県教育委員会教育長訓令第1号。以下「文書管理規程」という。）及び文書管理規程の運用を定めた内規である「福岡県教育庁文書管理規程運用要綱（以下「文書管理規程運用要綱」という。）を確認したところ、文書管理規程で準用する福岡県文書管理規程（平成16年1月福岡県訓令第1号。以下「県文書管理規程」という。）第3条（令和3年3月30日福岡県訓令第5号にて改正前の規定）では文書事務の原則が規定されており、文書管理規程運用要綱では、同条の趣旨として「事務処理の内容や経過を県民に説明することができるようにするため、文書の事務処理は適切に処理すること」と、事務処理に係る意思形成過程を明確化することが求められていることが認められた。

よって、上記のような本件学校の対応は、実施機関の学校の職員として生徒がいじめを受けているか否かを判断し、その結果を保護者に伝えるという行為に関

し、その内容や経過を県民に説明することができるように公文書を作成・管理すべきという要綱の趣旨に照らして不十分なものであったと考えざるを得ず、実施機関は文書管理規程及び文書管理規程運用要綱の趣旨を今一度十分に認識した上で、公文書の作成及び管理について適正な対応を行うよう求めるものである。

以上の理由により、「**1 審議会の結論**」のとおり判断する。